

| 令和3年度 あさぎり町議会第3回会議会議録（第11号） | | | | | | |
|---|---|--------------------|-------|---------------|-------|-------|
| 招集年月日 | 令和3年9月7日 | | | | | |
| 招集の場所 | あさぎり町議会議場 | | | | | |
| 開閉会日時 及び宣告 | 開議 | 令和3年9月16日 午前10時00分 | | | 議長 | 徳永正道 |
| | 散会 | 令和3年9月16日 午後2時42分 | | | 議長 | 徳永正道 |
| 応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 14名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招 | 議席番号 | 氏名 | 出欠等の別 | 議席番号 | 氏名 | 出欠等の別 |
| | 1 | 小谷節雄 | ○ | 8 | 山口和幸 | ○ |
| | 2 | 岩本恭典 | ○ | 9 | 永井英治 | ○ |
| | 3 | 難波文美 | ○ | 10 | 皆越てる子 | ○ |
| | 4 | 加賀山瑞津子 | ○ | 11 | 小見田和行 | ○ |
| | 5 | 橋本誠 | ○ | 12 | 溝口峰男 | ○ |
| | 6 | 小出高明 | ○ | 13 | 森岡勉 | ○ |
| | 7 | 豊永喜一 | ○ | 14 | 徳永正道 | ○ |
| 議事録署名議員 | 5番 橋本誠 6番 小出高明 | | | | | |
| 出席した議会書記 | 事務局長 山本祐二 事務局書記 丸山修一 | | | | | |
| 地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 × | 職名 | 氏名 | 出欠等の別 | 職名 | 氏名 | 出欠等の別 |
| | 町長 | 尾鷹一範 | ○ | 教育長 | 米良隆夫 | ○ |
| | 副町長 | 加藤弘 | ○ | 教育課長 | 出田茂 | ○ |
| | 総務課長 | 山内悟 | ○ | 会計 管理者 | 土肥克也 | ○ |
| | 企画政策 課長 | 船津宏 | ○ | 健康推進 課長 | 大藪哲夫 | ○ |
| | 財政課長 | 田中伸明 | ○ | 農林振興 課長 | 万江幸一朗 | ○ |
| | 税務課長 | 池上聖吾 | ○ | 商工観光 課長 | 山口和久 | ○ |
| | 町民課長 | 深水昌彦 | ○ | 建設課長 | 酒井裕次 | ○ |
| | 生活福祉 課長 | 蓑田輝幸 | ○ | 上下水道 課長 | 林敬一 | ○ |
| | 高齢福祉 課長 | 木下尚宏 | ○ | 農業委員会 事務局長 | 高田真之 | ○ |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり | | | | | |

議事日程（第11号）

- 日程第 1 認定第 1号 令和2年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 認定第 2号 令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 認定第 3号 令和2年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4 認定第 4号 令和2年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5 議案第23号 令和2年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 6 議案第24号 令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 7 認定第 5号 令和2年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8 認定第 6号 令和2年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9 報告第11号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
日程第10 報告第12号 令和2年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について
日程第11 報告第13号 令和2年度有限会社あさぎり町ふるさと振興社の経営状況の報告について
日程第12 発議第 2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について
日程第13 公共施設マネジメント調査特別委員会の中間報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 認定第 1号 令和2年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 認定第 2号 令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 認定第 3号 令和2年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4 認定第 4号 令和2年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5 議案第23号 令和2年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 6 議案第24号 令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 7 認定第 5号 令和2年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8 認定第 6号 令和2年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9 報告第11号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
日程第10 報告第12号 令和2年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について
日程第11 報告第13号 令和2年度有限会社あさぎり町ふるさと振興社の経営状況の報告について
日程第12 発議第 2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について
日程第13 公共施設マネジメント調査特別委員会の中間報告について

午前10時00分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。御着席ください。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。ここで町長からと健康推進課長から追加答弁、また修正の申出がっておりますのでこれを許可します。まず町長から14日の厚生文教常任委員会所管課分の決算認定説明の追加答弁を許可します。町

長。

●町長（尾鷹 一範君） おはようございます。14日に小出議員から質問がありました時に、議事録を調べて御報告しますと申し上げました件についてお伝えいたします。令和2年1月29日に開催されました令和元年度総務文教常任委員会の会議録です。その時は私は出席しておりませんが、森岡議員からですね地区の合併とかを打ち出す方針とかはないのかという質問に対して、当時の教育課長からですね伝えておくというような総務課または町長、副町長にその辺は伝えておきたいと思っておりますという答弁をいたしております。そのあとの令和2年2月10日、令和元年度総務文教常任委員会において、これには私町長、副町長、それから米良教育長も参加しておりますが、まず難波議員のほうから、区長会とかで町長からこの統合についてお話ししていただければいいなと思っておりますという質問に対して、それはぜひ進めさせていただきたいと答弁しております。また、重ねて、森岡議員のほうから統廃合とかやっぱり進めていかなければならないと思っておりますというような質問に対して、私のほうから森岡議員が言われるとおりに分館の統廃合についてはこれからも進めていきますというような回答をさせていただいております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 次に、健康推進課から厚生文教常任委員会所管課分の決算認定説明の折の修正の申出がっております。これを許可します。健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。9月14日の認定第3号、令和2年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明の中で、5ページの歳入において、不納欠損額3万3000円を3万3,000円と申し上げました。正しくは3万3000円でございます。お詫びして訂正いたします。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 認定第1号

◎議長（徳永 正道君） 日程第1、認定第1号、令和2年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。池上税務課長。

●税務課長（池上 聖吾君） はい。9月14日の決算認定の質疑の中で、小見田議員から不納欠損額の人数を一覧表に提示できないかということでしたので、ご覧のとおり税目ごとの人数と不納欠損額を一覧表にしております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 深水町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） はい。一昨日の13番、森岡議員より質問がありました可燃不燃物に係る処理費用につきましてお答えいたします。発信しております表で、令和すいません、令和2年1月から12月までのクリーンプラザに搬入されましたごみの量を示しております。この1月から12月までのごみの量をもとに次年度の処理負担金が算出されている、されます。令和3年度のクリーンプラザの負担金としましては、1億1,848万3,000円。これをごみの総量で割りますと1キロ当たり35円68銭となります。それぞれのごみの量に換算しますと可燃ごみの1人当たりの年間の処理単価としましては7,405円。不燃ごみにつきましては369円となります。世帯で見ますと1人当たり、世帯で言いますと1万と856円となります。それと926円となります。全体で見ますと1人当たり7,920円、世帯では年間1万9,860円となります。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。生活福祉課からは、14日の一般会計の歳入歳出決算の協議の中で小見田議員からヘルシーランドの収支決算書につきまして資料請求がございましたのでその資料について説明をさせていただきます。あさぎり町のヘルシーランドの収支決算書になります。令和2年度につきましては左側行になりますが、収入としましては、温泉利用料金として2,200万ほどの収入がっておりますが、前年度に比べますと400万を超える減収というふうになっておるところでございます。これにつま

しては新型コロナウイルス感染症による影響が大きいものと考えております。またその他の収入としましては、新型コロナ対策におきまして事業継続支援金を30万受入れているところでございます。収入合計としましては、8,409万7,280円となっております。支出につきましては、人件費としましては社員1名分の減額を行っております。また、新型コロナウイルス感染症によりますの影響によりまして休館日がございましたので、燃料費については減額となっております。また、諸経費につきましても、初年度の投資的な支出であります部分が抑えられたことによりまして、200万ほど抑えられているという状況でございます。支出合計としましては、8,113万5,928円となっております、収支決算額が296万1,352円となっております。以上です。

◎議長(徳永 正道君) 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長(木下 尚宏君) はい。私のほうからは、14日に皆越議員のほうからお尋ねがありました令和2年度3年度のサロン、いきいき100歳体操などの通いの場の活動状況について御説明いたします。2年度の活動状況でございますがサロンにつきましては61か所、転倒予防教室が3ヶ所、いきいき100歳体操については32か所で活動されておられます。コロナ禍における活動につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策に係るあさぎり町の警戒区分と判断基準で町が示しております対策に準じて活動の休止、自粛要請などをお願いしてきております。具体的には、町の公共施設貸出し基準におきまして貸出しを一切行わない場合には、休止をお願いしてきたところでございます。現在、町のリスクレベルは警戒レベル5の厳戒警報ですが、公共施設については、町民の方の利用にのみ貸出しを行っておりますので、サロン等の活動は行っていただける状況にあります。助成金について御説明いたします。助成金は社会福祉協議会のほうで交付をされておりますけれども、活動1回につき2,000円、年間1万2,000円が上限で助成されております。なお、年6回以上活動される場所は一括で1万2,000円を前もって請求されているところもありますけれども、活動回数が6回に満たなかったところにつきましては2年度において2会場あったようでございます。ただ、2年度におきましては休止をお願いした期間等もありまして、マスクや消毒液購入などの感染対策に、感染対策に関する購入費に充てていただくことも可といたしまして、また参加者同士での訪問安否確認活動や、次年度に不足回数を実施することを確約していただくことで交付しているということでございました。請求につきましては先ほど申しましたように事前に請求される場所、それから開催時のその都度請求される場所など柔軟に対応しているところでございます。これまで過去に返金を求めた事例はないということでございました。2年度は合計の1,180回、交付金額は100万8,130円となっております。以上でございます。

◎議長(徳永 正道君) 補足を。教育課、教育長。

●教育長(米良 隆夫君) では、失礼します。14日に溝口議員から学校評価の報告について意見及び要望等がございましたので追加答弁させていただきます。学校教育施行規則第66条には、小学校は、当該小学校の教育活動その他学校運営の状況について自ら評価を行いその結果を公表するものとする。それから、同法第68条では、評価を行った場合は、当該小学校の設置者に報告するものとするというふうに示してあります。これは中学校も同様でございます。その設置者でございますが、学校の設置者については、学校教育法第2条で地方公共団体というふうに定めてあります。しかし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、公共団体の長の職務権限においては、学校の管理運営等についての権限が示されておませんが、教育委員会の職務権限では、学校の管理運営等が示されております。また、あさぎり町立小中学校管理規則では、第15条3項に学校評価は教育委員会へ報告するものとするというふうに示してあります。それから、文科省が示しております学校評価ガイドラインでは、設置者は評価結果に基づき、学校訪問や校長からの意見徴収をもとに、学校の教育活動や学校運営状況を把握し、学校に対する支援等を適切に行うというふうに

示してありますので、これについては教育委員会の取組を取組というふうと考えております。この報告等につきましては、球磨教育事務所のほうにも尋ねました。事務所のほうからは、教育委員会への報告でよいとの回答をいただきましたが、町長や保護者並びに地域住民の教育行政に対する思いも反映したいというふうと考えておりますので、今後は町長にも報告したいというふうに思っております。それから、学校経営の公表等についてでございますが、各学校の校長は学校評価に基づき次年度の経営方針を定めます。そしてその年の学校経営方針につきましては、各学校のホームページのほうに掲載しますので、ぜひご覧いただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 9月14日決算認定質疑の中で、難波議員より2点お尋ねがございました。まず第1点学校で使用する手指消毒液の品名及び健康被害についてでございます。現在各校で購入しております手指用消毒液はメーカー商品名いろいろ多数にわたっておりますが、全校購入しております消毒液につきましては主成分エタノールを使用したアルコール系消毒液を使用しております。議員が心配されましたように、アルコール消毒を頻繁に繰り返すことで、皮膚の油分を溶かし炎症を引き起こす原因となるということでございます。このことは、水仕事で手が荒れる症状と同じということのようでございます。これまでのところ、消毒液の使用で皮膚のかぶれなどの健康被害等の報告は上がっておりません。しかし、これからの時期、空気の乾燥や寒くなることで、皮脂の分泌が減少してきますと、過度の手指消毒で皮膚が荒れてくることも考えられます。症状が出てくれば保湿剤やハンドクリームの使用の指導がしてくる必要があるかと予想されるところでございます。次に、2点目上小学校6年生に不織布マスク及び除菌シートを持参するよう指導した案件でございます。この件につきまして上小学校に確認しましたところ持参については指導した事実はないということございました。しかし、以前修学旅行時に気をつけることとして、替えの不織布マスク及び必要に応じて除菌シートなどを帯同するよう指導したことや、学校が発行する保健だよりには布マスクより不織布マスクが感染リスクを減少する旨の記事を載せたことで誤認されたのではないかとございまして。次に、同じく9月14日小見田議員からも3点お尋ねがありました。まず1点目屋外運動場の整備の際、透水試験の実施とその結果についてお尋ねをいただいております。この件につきましては、屋外運動場の整備について、文部科学省の学校施設整備指針に構造及び使用は表面が平滑で、適度な弾力性を備え、また、適度の保水性と良好な排水性を確保するように計画し設計することとしております。これは、速やかに雨水等が廃止されることを目的とする圃場や道路の暗渠排水整備基準及び試験内容となっております。例えば運動場の速やかな排水を目的に粒子の洗い土壌砂を使用した場合、透水性は高いですが、表面が滑りやすくなり運動に適さない施設となるようなことでございます。今回使用しました土壌は、事前に室内土質試験を実施しております。グラウンドに使用を適した土壌は地盤工学界が定めています透水係数、10-5乗から10-3乗の間となっておりますが、試験結果は10-4乗と最適なものでございました。また、土壌が水に浸かって一定時間経過後の土の軟弱度も試験しております。軟弱であれば、支持力が弱く、いわゆる泥田の状態になるものでございますが、適度な弾力性を示す土質試験では、24時間水浸後の平均支持率が650グラムで、適度な締めりを持つ運動場に適切な土壌であるとの試験結果が出ております。2点目でございます。現場踏査はしたのかということでございますが、施行後、降雨から天候が回復した時に、上小、岡原小学校の現地確認を実施しております。改修前までは交互に2、3日運動道の利用ができないという状況でございましたが、改良後は翌日には使用できる状態になっております。また、岡原小学校グラウンドの状態について学校へ確認しましたところ、9月8日午前7時頃までの降雨に対しまして、午前10時ごろには既に使用できる状態にあったという報告を受けております。次に3点目、暗渠排水管のメンテナンスでございますが、通常利用されている暗渠排水管は波状ポリエチレン管などの製品が多く利用されておりますが、今回

使用しました暗渠排水管は収束線上管という製品である特殊形状した管を束ねた構造となっております。ここにサンプルがございますので後ほどご覧いただきたいと思います。これを作成しておりますメーカーに確認しましたところ、過去に過去の実績として30年以上ありまして、宮城県の東球場北九州市市民球場、熊本商業高校などで利用されておりました、今まで特段の目詰まりなどの苦情などは出ておらず、排水能力は確保できているということでございました。暗渠排水に関しましては、基本的にメンテナンスフリーだというふうにメーカーのほうでは示しております。しかしながら、私どもも定期的な観測を行いまして、適正な維持管理を行っていきたいと考えております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 補足説明が終わりましたのでこれから総括質疑を行います。質疑ありませんか。永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） 9番、9番です。町税のですね収納状況についてお尋ねをいたします。決算意見、決算審査意見書の中の8ページ、過去5年間の町税の収納状況の推移が出ております。令和元年度はですね、譲渡所得によります。ある意味特殊な事情で町税が上がっておるといような説明がございました。それですね、令和2年度の収納状況には私は新型コロナウイルス感染症、これによります経済活動にですね大変な影響、そしてまた同じく7月に、7月豪雨があっておりますよね。こういったところで農家の経済の影響、そういったことがありまして、税の減免の申請とか、そういったことで町税の影響が大変大きく出てくると予想しておりましたけども、金額的にはそんなに心配するような額にはなっておりません。そこらあたりの分析といいますか。やっておられますか。どうなっておりますか。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（池上 聖吾君） はい。永井議員の質問ですけれども、令和元年度と2年度の住民税の課税状況調べですね。こちらのほうを比較しております。給与と営業、農業、その他の所得についてそれぞれの総括表での比較をしてどのような変化があったかを分析しております。給与所得者についてはそれほど変動はありませんでした。農業、営業所得者ですね。については、令和元年度に比べて納税義務者数は増えております。1人当たりの所得額は減少しておりますが、1,000万を超える課税標準額の納税義務者が減っており、コロナの影響があるかと思われまます。農業所得者については、農業はですね200万以下の課税標準額の納税義務者、こちらが20名ほど減少しております。しかしですね1人当たりの課税標準額が前年度に比べて高くなっており、さほどコロナの影響はなかったんじゃないかなというふうに感じております。その他の所得者ですけれども、全体的に課税標準額の段階ごとに、納税義務者は減少しておりますけれども、特に目立ったのが1,000万を超える課税標準額の納税義務者でございましたので、これを調査しましたところ、やはり元年度のですね大口の譲渡所得者でございました。それから昨年度、失礼しました、令和2年度の新型コロナウイルス感染症、それから7月豪雨関連の徴収猶予及び減免の減免額でございますけれども、令和3年5月31日現在でございます。新型コロナ関係の町税猶予ですけれども、これ申請件数は13件ございました。現在は7件に減っております、税額は486万5,100円でございます。コロナ関係の国保の減免でございます。244万8,300円でございます。7月豪雨関係の減免でございますけれども、住民税関係が失礼しました。コロナ関係の減免が申請が9件ですね。9件ありました。それから7月豪雨減免の住民税ですけれども、申請件数が40件。減免額が283万3,400円でございます。固定資産税、7月豪雨でございます。申請件数が44件、減免額が39万700円。それから、国保税の減免ですけれども、件数が32件で、減免額が316万でございます。コロナ関係の合計、国保税も含めてですけれども、731万3,400円。それから7月豪雨が638万3,000円。合計の1,369万6,400円でございます。この額がですね令和2年度に影響している額と思われまます。以上です。

○議員（9番 永井 英治君） 議長。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） はい、よくわかりました。はい。それではですねこの新型コロナウイルスはまだまだ収束の兆しが見えておりませんが、これからの見通しといたしますか、この2年度のこういう状況に基づいてこの令和3年度あたりの見通しとかは考えておられますか。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（池上 聖吾君） はい、そうですね。令和2年度よりも令和3年度のほうがですね、各税目に影響があるのではないかと推測をしているところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） はい、6番小出です。農林振興課にお尋ねします。ページ73ページ、節12の委託料ですが、農業経営診断についてですが、令和2年度農業経営診断、参加農業者数は29名だったと報告があつてますが、その3月1日の日に第1期分の17件の農業経営診断の分析結果、そしてアンケート調査の報告がなされたわけですが、残り12件の報告はまだあつていませんが、どうなっているのかお尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい、令和2年度に経営診断事業を実施しております。前期のですね報告19件分、17件分は確かに御報告を申し上げました。残る12件分につきましては、1件はですね菓草合同会社ということもありまして、11件というところで合計の28件ですねということになっておりましたけれども、その報告につきましては、相手方の経営診断士のほうからですね検収したものをいただきましたので、内容的には前期分の報告を申し上げた内容と、さほど変わっていないような状況であります。それをですね再度申し上げます機会がございましたら、それは開示することは、御報告を申し上げますことは可能というような状況です。

◎議長（徳永 正道君） 小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） はい。中小企業診断士による農業経営の診断ですね。1,490万6,880円の事業で行っているわけですので、私は年度内にそういった29名分の報告というのは出すべきじゃないかというふうに思いますが、その点もう一度お願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。議員御指摘のとおりですね年度内に御報告を申し上げなければいけないことは重々考えておりました。結果的にですねコロナの影響であつたり、7月、7月豪雨ですね、昨年のもそういったものもありまして最終的には検収をですね出していただいたのが、もうちょうど3月の末頃でしたので、そのあとの機会も考えてはおつたんですが、なかなかそれができなくてですね、報告できなかったことについては、申し訳ございませんでした。

◎議長（徳永 正道君） 小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） はい、農業経営診断を受けられた方の中にはたばこ農家の方がかなり多くおられたわけですが、今年御承知のように8月に廃作される方には協力金を出すということで、町内にもかなり多くの方が20数名ですね何かおられると聞いていますが、今回の経営診断を受けられた方の中で、廃作される方はおられるのか、その点をお尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） 令和2年度に経営診断を受けられた農家の方は把握はいたしております。しかしながらたばこ関係でですね今回廃作された方の名簿といたしますのが、今現在のところではですね一応その開示できないような取扱いというところで考えておるんですが、その中には、私どもが見たところでは

ですね、いらっしゃらないというような状況です。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい。10番皆越です。総務課長に1点だけお尋ねいたします。不用額調書の中にですね、消防費がコロナの影響になって中止になり、不用額が相当出ております。県のですね指針を見ても、やはりウイルス新型コロナウイルス感染症による消防団の活動ガイドラインというようなことで、ここに示してありますので、やはり消防団の方もこのガイドラインに沿って活動されてこの不用額が出たものと思っております。で、そこでですね、月2回ですね巡回の指導ですか、はどうな、昨年度ですねどうなっておりますでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。消防団の月に1回巡回活動ということでございますが、こういうコロナの影響もあるかとは思いますが、いろいろ感染対策をとりながらですね、できるところはしていただくということで進めておるところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） コロナの感染状況を見ながら活動していただいたということに、本当に町民の方はですね、安心安全に生活できたというようなことで喜んでおられるわけですが、令和3年度におきましてですね、消防団の活動の中にですね耐震についてですね、家庭訪問というか1軒1軒ですね消防団の方が回って、お宅の家の耐震についてお伺いしたいというようなことで回っておられるところ、またある地区においては、1人でその耐震の状況を確認されておられるところ、またペーパーでその耐震の状況をとっておられるところと様々な活動内容が異なっておりますので、その辺のところの状況を少し総務課長お知りであれば御報告をお願いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい、家屋の耐震状況の調査をお願いしておるということで、これ今度ですね避難計画の中で耐震、大型地震についての被害見積もりを状況を収集、情報収集するために消防団とあと区長会のほうでもですね、耐震性があるかどうかの家屋の調査をお願いしてるところでございます。その中で調査の方法として消防団のほうにもお願いをしてる状況であります。ただ基のデータとしましては、建設課が持っております家屋のですね耐震関係の情報についてもあわせて出しているところではありますが、それぞれの分団の部ですね、調査の方法が違うところもございます。議員言われますとおり、それぞれ回っていただいたところもあるし、区長さんと一緒に活動していただいたところもあるということで、大変いろいろな状況はそれぞれでございますが、大変御足労をかけておるんじゃないかというふうに思っております。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい。その集約については総務課長把握されておりますでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。まだ現在調査中でありまして、結果についてはまだ今集計中でございます。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） 町長にお尋ねします。令和2年度ですね7月豪雨とか今まで経験していないような災害に見舞われて、町としてはいろんな補助金支援金を出してですね、いち早くあさぎり町が出して、町民の方に感謝されてるところもあるんですけど、私去年の定例の一般質問の時に町長に時限的な支援というのは長く続かないと。経済を回復するためのやり方を考えるべきだということをどう考えるかということで、町長にお尋ねした時に町長が、コロナ禍において積極的な対策の事業を行っていくところに対し

ては、インセンティブ的なですね補助を行っていくという意味合いのことを言われたと思うんですけど、今回の令和2年度の予算の中にはそういう積極的な支援というのは入っていないんですけど、その辺に関してはどういうふうに考えておられますか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。令和3年度は令和2年度の経営持続化補助金の第2弾として今法人、あるいは法人でない個人営業に分けて補助金を出しております。これからはですね、もうしばらくしますとありがたい商品券が発売されますし、また年度12月には、生活応援券で町民の皆さんの生活応援しながら、あさぎり町内の店舗の売上げが増えるようにそういう効果も期待して生活応援券をまた皆さん方に配布したいと考えてます。その中には1番影響が多い飲食店の皆さん方のメニューチラシも同封して、そういうところも利用していただきたいというようなことも町民の皆さんにお伝えしたいと考えているところです。それからこれからはもうやっぱりウイズコロナと。コロナと共に経済は進んでいくと思いますので、商工業者の皆さん、これはもう農業者も含めてですが、やはり新しい取組をやっていかなければならないんじゃないかと思いません。業種変換とか新しい商品もしくはサービスの開発、販路拡大、そういうものがこれからは積極的に取り組んでいかなければならないし、またコロナ禍での努力はですね、マスコミ等も取上げてくれて、消費者側も積極的に購入してくれますので、ある意味これは商工業者にとってはチャンスではないかと思えます。そういう国の支援制度も活用しながら、積極的な取組をされる商工業者の支援をしていきたいと思っております。近いうちにまた商工会のほうからもですね御希望があれば、意見交換会等も開催していきたいと考えてます。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 1点お伺いしたいと思います。町長にですけど、決算を見ます時に、上水道、下水道、いわゆる公営企業に対する総務省の基準どおりの繰り出しがなされております。同じ公営企業として上球磨4か町村が持ってます公立多良木病院もですね繰出基準というのにまだ達しておりませんが、今後これらの公営企業に対する一般会計の繰り出しについてですねどういう考えを持つのか、それを伺いたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、繰出金はもうその年だけの単年度だけのものであればよろしいんですが、これはもう継続的に続いていくものでありますから、こういうものについてはやはり慎重に考えていかなければならないと思っております。まずは通常の経費の見直し、経営改善、そういうものを改善できるところは改善して、そういう繰出金をできるだけ減らすような努力がまずは必要ですし、やはり公共性という意味から、どうしても出さなければいけないものであれば、そこはまた財政的に十分検討しながらですね、先ほど申しましたように単年度予算ではありませんので、慎重に進めていきたいと考えてます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 上下水道あたりもですね人口が減っていく中において、配水給水人口が減る中においてのやはり繰出金が必要になってまいります。その要因においても同じように人口オーナスの中における公立病院の在り方についても、同様だと思うんですね。これがなかなか今医療に対しましても公営企業としては今後コロナ関係でもですね十分貢献してもらった病院でございまして、やはりそういうことについてもやはり上球磨のここで話すのもなんかと思えますけど、要は公営企業に対する考え方でございまして質問しておりますけど、やはりそれについてもやはり交通だとか医療だとか、上下水道とかライフラインですんで、そこについてノウハウや考え方というのをですねやっぱりしっかり持っていただきたいと思っておりますので、伺ったわけでございまして、医療と上下水道、交通と、そういう優先順位をつけられることは可能だとお考えでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 医療も大切ですし上下水道も生活になくてはならないものです。交通手段もそうですので、これはもう皆どれも上位だと思います。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を、失礼しました。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） すいません。挙手が遅れました。昨日お尋ねします先ほどちょっと出ました農業の経営診断の件でございますが、以前、あれは当初予算の審議だったですかね、その時にこれお尋ねをしたことあるんですが、個々の農家の経営診断、農家、個々の農家、からは特段の反対給付というのは、ないという状況は、町としては委託料で、業者さんへの委託という形になっておりますが、個々の農家から見た時には実質補助事業ではないかというお尋ねをしたことがございます。その時に課長のほうは、そういう見方もあるかもしれないが、ちょっと正確でござい、正確な表現ではないかもしれませんが、一言で言うとそういう見方もあるかもしれないが、そういうのはそうではないというふうに考えるというようなニュアンスのお答えをいただきました。そこでお尋ねいたします。そういう疑問をこの場で提出、私は出しましたが、その後町としてこれはもう要するに事業の組立てです。事業の必要性とかそういう次元ではなくて、個々の農家に対して、実質補助事業、助成事業という解釈もできるような事業を含めた今回の委託事業、委託費での支払い、予算計上、それが適切かどうかをまずそういったことを役場内で議論された、検討された経緯がありますでしょうか。そして検討されてそしてそういうことはないというふうな御判断をされているのか。あわせて、この件を監査委員さん等もですねあわせて監査委員さんの参考意見とかそういうことも含めて監査委員さんと何かそういう接触というか、そういうことをされたか、その点をちょっとお尋ねをしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。今年の3月、当初予算の際にですね、小谷議員から今言われました農業経営診断についての委託料という費目で支出をいたしておりますが、それが補助に当たるのではないかというような御質問でした。それを受けてですね、私のほうも補助金というようなことは、見方を変えた場合にはそういうふうには考えられないこともないが、そういった認識はないということで答弁を申し上げたというふうに思っております。そこで今回の事業の目的ですけれども、そちらを整理、再整理いたしますとですね、最終的にあさぎり町の活性化、町の主要産業である農業においてですね、農業経営の課題というものを調査することで、問題点などを洗い出し、それを分析してもらって実践することで農家の経営力の向上を図っていくということです。またあわせてですね、町への提言をいただくことで、町の農業政策を立てていきながら、それを実践していくことで、町の活性化や持続的発展へつなげるということが目的として実施したものです。ということでですね、町といたしましては、町の政策方針としましてはですね、町が診断士へ営業委託業務をして実施をしているものに対しまして、データ収集等のために間接的に農家の方にですね協力をいただいて、今回がそういった内容の事業ということで認識をいたしました。その後ですね御指摘を受けまして、課内で協議を行いました。そして関係課とも協議を行ったところであります。その際にですね補助金というものの定義とかですねいろいろ調べてみることもつながりましたので、そのことに関しては大変有意義であったというふうに感じております。この事業がですね個人への補助いかんという性格のものではないという認識をですね再確認をいたしたところです。監査委員の方へはですね、そういった話は議員さんから御指摘を受けたというような話は実際は行っておりませんでしたので、そういった議論お話になりませんでしたので監査の際もですね、そこまでは監査委員の方には申し上げていないところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、ありがとうございました。私がお尋ねをというか趣旨、趣旨はですね、事業全体が補助事業であるというふうには申し上げておりません。個々の農家から見た時には、個々の農家の方々にとってですねその事業がいいとか悪いとかそういう次元ではございません。農家から見た時には診断を通常であればですね、個人でやられるんなら当然そこに有料経費を負担されて診断を受けられると思います。いろんな他の制度を使わない限りは、それを実質農家にとってですよ、メリットを受けるけど、実質負担をしない。その金っていうか、それは農家から見たら助成、町から助成を受けたものと同様なんです。金の流れというか経済的負担を見た時には、ですから個々の農家の人が見た時その部分については、地方自治法で言うところの補助金、補助事業、とも見れる。その付近を検討されたということでございますが改めて言いますと、委託料はですね、反対給付が必要なんです。ですから町は、業者さんに委託をされる。その時に反対給付はそういった成果品をもらえる。個々の農家のですね、それですから町として委託の部分の反対給付はありますのでその部分の委託料いいんですけど、個々の農家の診断を個々の農家が受け取られる部分、診断結果、その部分は、私はいろんなものを調べた範囲で確認した中では、助成に当たる。農家から見た時に助成ですよ。助成を受けている状態。これを何で私取上げているかといいますと、その付近はきちんと制度設計はしないとですね、何、ちょっと言い方ですよ何でも委託料でやったときにですね、その委託、委託とそれから補助、助成、そういったものをきちんと制度上、事業の組立て上ですね区別しないと、何でもありに極端に言うようになってしまう。その付近が財政規律として好ましくないんじゃないかなというふうに思っております。ここはもう見解の相違になってしまいますので、一概にえと条文をですね法律の条文を見て明確に書いてあるわけでもございません。ただいろんな書物の委託料と助成の定義を見た時に今回のケースはですね、私の判断はどう見ても、この事業の全体じゃないですよ。個々の農家にとっての部分。それは助成事業、補助事業で組み立てるような性格のものであると思っております。1点申し上げておきますが、委託と補助金の違いの一つの表現の中でですね、本来はですね、行政が行う、行うべき事業か否かという基準によって、行政が行うべき事業は委託、行政が行うべきではない事業は補助金というようなそういう表現もございます。これはいろんな書物の話、一つの表現。農家が経営診断の結果を受け取る部分、その部分は本来行政がすべきでは、すべきというかその直接やるかどうかは別として、委託はあくまでも委託ですね。その付近のことをほんと決めていかれないと今後、問題が出てくる可能性があります。補助金の定義は公益上の必要性を認めた場合には反対給付なくして支出するもの。個々農家から反対給付ないと思うんですよ。ということで、これはもうちょっと時間をとって申し訳ございません。ですからその付近は、再度いろいろ検討されたらいいと思います。で、議長の許可をいただきますと今回のケースですねこの本会議の場でこういうことを提示してましたので、議選の監査委員さんは、そのことを御承知かと思えます。で、この前代表監査委員にお尋ねした時にはそういうことは聞いてないとおっしゃいましたので、代表監査委員は御存じございませんが、議選の監査委員さんはこういう話を前回しておりますので、何か検討を、監査委員の中でされてないようですが、そういったご検討というか判断をされたのかされないのかできれば、監査委員さんの御意見もいただきたいと思えますが、議長のお許しいただければ御答弁をいただきたいと思えます。

○議長（徳永 正道君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時21分

○議長（徳永 正道君） 再開します。ただいまの小谷議員の質問に対して、議選の監査委員は役割を明確にするために、席の移動をお願いします。加賀山委員。暫時休憩します。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時44分

●**議会事務局長（山本 祐二君）** 再開前に、ただいま議運を開催していただきましたので、その内容について説明をいたします。町村議会事務局のほうに内容を確認をさせていただきました。まず本日が代表監査委員を招集していないこと、それから決算報告、その日はもう3日目に終わっているということ。今日は最終日で、令和2年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑の途中ですということをお知らせした上で、監査委員として議会選出、議選の監査委員に対してある議員からお考えを聞きたいという質問がありました。これに対して、回答なりお答えをすることについてはいかがでしょうかというふうな質問をいたしました。県の事務局長、町村議会事務局長のお答えとしては、監査委員というのは独立したものであると。それは代表監査委員であれ、議選であれ、それぞれが独立した監査委員であると。今日代表監査委員に招集をかけていなくても、議員の質問は、その議選に議員選出監査委員に対するお考えを聞きたいということであれば、答える義務がありますということでした。で、予算の中身については執行部が答えるべきだが、監査をした時の考え方なりについてのお考えを聞きたいということであれば、監査委員が答えるものということでした。また、こういった場合、その質問した議員がこういう質問をすることに関してはいかがですかということをお尋ねしましたが、令和2年度の決算についての監査委員のお考え、考え方なりを聞きたいということで、全く議題に沿った話ではないのであれば別だが、この決算に関するかどうかというお考えですかというふうなことであれば、それについて質問することは事前の通告も要らないし、代表監査委員を事前に呼んだりすることもなく、質問することについては可能ですというふうなお話でしたのでそれを議員の中で皆様にお話しいたしまして、そのとおりの話をしておいて再開しようということで会を閉じました。以上でございます。

◎**議長（徳永 正道君）** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎**議長（徳永 正道君）** ただいま局長のほうから御説明あったとおりでございますので、小谷議員の質問に対する議選の監査委員の答弁を許可したいと思いますので、議選の監査委員はこちらのほうに席の移動をお願いいたします。

○**議員（4番 加賀山 瑞津子さん）** 議長。

◎**議長（徳永 正道君）** 加賀山議選監査委員。

○**議員（4番 加賀山 瑞津子さん）** はい、議選監査委員の加賀山でございます。先ほどの質問に。

◎**議長（徳永 正道君）** ご起立を。

○**議員（4番 加賀山 瑞津子さん）** はい、申し訳ありません。はい。先ほどの質問についてですが、委託金、補助金については、事業主体が町である場合には委託金、農家さんであれば補助金というふうにご考えております。また補助金に関しては、補助金審議会がきちんとございますので、そちらで明確にされていると考えます。監査委員としては、先ほど農林振興課長のほうからありましたが、令和10年の定期監査の折にも、スマートウェルネスシティ事業、またふるさと振興社農業経営診断等多額の診断費用がかかるものに関しては、成果、効果についてきちんとしていってほしいというお話はしております。以上です。

◎**議長（徳永 正道君）** 小谷委員。

○**議員（1番 小谷 節雄君）** はい、ありがとうございました。たいへん時間をとらせてしまう結果になって申し訳ございません。私が先ほどあえて監査委員さんまで御意見をいただきたいとお尋ねしたのは、

ちょっとまたこれあれですけど、そういった疑念、疑念というか疑問があるということはこの本会議の場で申し上げて、担当課長の答弁はその時点で1回いただいております。そういうことがあって、ただそこで要するに今回ケースは委託料と補助金の問題なんですが、先ほど言いましたように私はまだそこにきちんとした整理ができていないと私は認識しておりますが、そこは置いときまして、そういうことがあった時に、庁内で議論されて結論出されたからもうそれでそれが町の判断だと思いますが、監査の中で、議選の監査委員はこの場におられた。その時に監査の中ですら、そういうことがあったけどその付近の整理はどうなってますかとかそういうことはですねあって然るべきだし、この前先日代表監査委員がお見えの時に代表監査委員にお尋ねした時には、そういう話は担当課からあってないので私は承知してない。そのあと個別にお話ししましたら、要するに降ってないことだから、全然把握されてないですね。代表監査委員さんは、それは御存じじゃない。それでおしまいです話として、議選の監査委員さんは、3月の議会この場におられた。そういうか案件があった。であれば議選の監査委員さんからお尋ねになるなり、私は担当課も監査の時にはですね、そういうこともあってますけどその点はどうかねぐらいの話は、ぐらいというかそういう話はですねあってもいいんじゃないか。私はそれだけの何べんもいいますけどこの件だけじゃなくてですね、他にも影響するんですよ。この委託料と補助金の関係は、その付近の整理をきちんとされないと、財政規律の問題です。そういう視点で申し上げたつもりで、この前代表監査委員さんの来られた時もそういう視点で、ふって見ましたけどそういう話はなかった。そのあと2日3日経った中で、何でそういう話というか検討、検討じゃないですけどそういうのがあってもいいんじゃないかというそういうことは感じましたので、私は先ほど御質問をさせてもらいました。この件は、町の担当課との見解はですねそう見解の相違ございまして一概に言えませんが、これは、今後のいろんな事業の組立ての中で整理していかなないと、本当は委託料の中で補助、助成をですねやっていったら、それはもうちょっと財政規律上非常にまずいんじゃないかというような認識を私は非常に危惧しております。このやり方は、ということで申し上げております。議選の監査委員さん大変御迷惑かけましたがそういう視点で申し上げておりましたので、御了解いただきたいと思っております。最後に1点だけお答え、御答弁いただきたいと思っておりますが、そういうことで監査委員さんに対する何ていうかな、協議というかその例月とか決算監査の中で、される必要性はですね、担当課として感じられなかったのだけ最後にお尋ねしたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） どちらですか。担当課に。もう、議選の監査委員さんはもういいですか。いいですか。加賀山議選監査委員、自席に。農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。今のお話ですら、見解の相違というお話もありましたけれども、我々といましてはですね、委託料は委託料ということで結論を一応出しておるところです。しかしながら今後はですね、そういった御指摘を受けた以上は、監査委員さんにもその旨お伝えをしながら、一応確認をしてですね議員おっしゃったように補助金と委託料というところの明確なすみ分けというのは、なかなか法的にもですね出ていない部分もありますので、これを全部そのすみ分けをするということではできないかもしれないかもしれませんが、なるべくその疑念とかが出ないような形でですね今後進めていきたいというふうには思っているところです。ただ1点だけ申し上げますと、今回の経営診断事業はですね、言わばやはりそのデータの収集ということが目的でありますので、そういった事業というのは国にしてもですねあるんですよ。実証試験関係ですら。そういった場合には、その事業者に対して全額その補助を流したところでデータの収集を行うといった例も数々ございますので、そういったところも踏まえましてですね、我々といましては何ら今回の分場合はですね、委託料で問題ないというところを考えているところです。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これから認定第1号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

◎議長（徳永 正道君） ここで休憩をいたします。午後は13時30分からです。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時30分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第2 認定第2号

◎議長（徳永 正道君） 日程第2、認定第2号、令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんのでこれから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これから認定第2号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって認定第2号は認定することに決定しました。

日程第3 認定第3号

◎議長（徳永 正道君） 日程第3、認定第3号、令和2年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これから認定第3号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

日程第4 認定第4号

◎議長（徳永 正道君） 日程第4、認定第4号、令和2年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんので、これから総括

質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これから、認定第4号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって認定第4号は認定することに決定しました。

日程第5 議案第23号

◎議長(徳永 正道君) 日程第5、議案第23号、令和2年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分、及び決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありますか。補足説明がありませんのでこれから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これから、議案第23号を採決します。本案は原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって、議案第23号は原案可決及び認定することに決定しました。

日程第6 議案第24号

◎議長(徳永 正道君) 日程第6、議案第24号、令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありますか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これから、議案第24号を採決します。本案は原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第24号は、原案可決及び認定することに決定しました。

日程第7 認定第5号

◎議長(徳永 正道君) 日程第7、認定第5号、令和2年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありますか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これから認定第5号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第5号は認定することに決定しました。

日程第8 認定第6号

◎議長（徳永 正道君） 日程第8、認定第6号、令和2年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これから議案、これから認定第6号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第6号は認定することに決定しました。

日程第9 報告第11号～日程第10 報告第12号

◎議長（徳永 正道君） 日程第9、報告第11号、令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてと日程第10、報告第12号、令和2年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告についてまでを関連がありますので一括議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第11号令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく健全化判断比率をあさぎり町監査委員の財政健全化判断比率等審査意見書をつけて次のとおり提出します。報告第12号、令和2年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく公営企業資金不足比率をあさぎり町監査委員の公営企業資金不足比率審査意見書をつけて次のとおり提出します。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） はい。財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい。それでは報告第11号及び報告第12号につきまして御説明申し上げます。まず報告第11号、令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてですが、下記の表の各比率につきまして3ページのほうで御説明申し上げます。はい、監査意見、監査委員の審査意見書となります。下の表をご覧くださいと思います。まず、健全化判断比率の実質赤字比率ですが、これは一般会計等の実質的な赤字を示すものでございまして、実質収支額の標準財政規模に対する比率となります。国が定めた早期健全化基準は14.26%となっておりますが、令和2年度は赤字ではございませんのでここに数字が上がってきておりません。次に、連結実質収支赤字比率ですが、これは一般会計ほか公営企業会計を含めた全ての特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率となります。早期健全化基準は19.26%となっておりますが、これも赤字ではございませんので、数値は上がってきておりません。次の実質公債費比率ですが、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でござい

まして、早期健全化基準は25%となっております。令和2年度の比率は8.3%となっております。基準内に入っているところでございます。次の将来負担比率ですが、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございまして、早期健全化基準は350%となっております。本町におきましては、将来負担額から充当可能財源を引いた額がマイナスとなりますので、ここには数値は上がってきておりません。続きまして、報告第12号、令和2年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告についてでございます。こちらも3ページの審査意見書のほうで御説明申し上げます。下の表をご覧いただきたいと思いますが、資金不足比率となっておりますが、これは、公営企業の資金不足を事業規模である料金収入と比較した比率となりまして、経営状態の悪化を示す度合を示すものでございます。経営健全化基準は水道事業、下水道事業、いずれも20%となっておりますが、どちらも赤字ではございませんので、ここには数値が上がってきておりません。以上で報告第11号及び12号の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告第11号及び12号を終わります。

日程第11 報告第13号

◎議長（徳永 正道君） 日程第11、報告第13号、令和2年度有限会社あさぎり町ふるさと振興社の経営状況の報告についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第13号、令和2年度有限会社あさぎり町ふるさと振興社の経営状況の報告について。地方自治法第243号の3第2項の規定により、令和2年度有限会社あさぎり町ふるさと振興社の経営状況を報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（山口 和久君） はい。それでは、報告第13号、有限会社あさぎり町ふるさと振興社の経営状況の報告について、御説明をいたします。3ページをお願いいたします。まず貸借対照表を説明いたします。左枠の左側の枠、資産の部、流動資産3,577万5,117。詳細につきましては、その下に記載しております。固定資産420万9,085。詳細につきましては、その下に記載しております。資産の部の合計が、3,998万4,202。次は、右枠になります。負債の部、流動負債が1,445万9,378。詳細につきましては、その下に記載しております。固定負債につきましてはゼロです。負債の部の合計が1,445万9,378。次に、純資産の部の資本金900万円に利益剰余金1,652万4824を足しまして、純資産の部合計が2,552万4,824。負債純資産の部合計が、3,998万4,202となります。次に、4ページをお願いいたします。損益計算書になります。1番右側の欄を読み上げていきます。1の売上高1億777万7,925。前年度と比較しますと、2,422万129の増となります。2の売上げ原価が8,587万1,932で、前年度と比較しますと、1,355万5,583の増となります。差引きの売上げ純利益が2,190万5,993。前年度と比較しますと、1,066万4,516の増となります。販売費及び一般管理費が4,167万337。前年度と比較で、510万9,535の増です。売上げ総利益を差引きますと、1,976万4,344が営業損失となります。営業外収益につきましては、町の助成金委託料が雑収入となります。雑収入となりますが、その合計が3,462万4,601。前年度と比較しますと、249万1,076の増となります。以上の経営利益が1,485万5,814。前年度と比較しますと、804万1,644の増となります。そして税引前当期純利益が1,485万5,814。そして法人税住民税及び事業税が337万9,300。当期純利益が1,147万6,514という結果です。最後に8ページの御説明をいたします。部門別の資料について御説明をいたします。本社営業販売ふるさと納税を含みます。ごみ袋、ネット販売、加工場、販路開拓というふうに分けております。まず、営業販売の全体は、7,653万1,5

99で、このうちふるさと納税分につきましては、6,978万9,234ということで、約91%がふるさと納税の売上げとなっております。営業販売のうちふるさと納税の売上げの前年度と比較しますと、2,123万453売上げが増額しております。次に、ごみ袋につきましては、売上げが752万7,810で、前年度と比較しますと、20万8,090の減額となっております。次に、ネット販売につきましては、売上げが1,519万5,632となっており、前年度と比較しますと、376万3,376の増額となっております。次に、加工場につきましては、売上げが852万2,884で、みそ、豆腐、あつ豆乳、豆腐ハンバーグが主なもので、前年度と比較しますと、17万1,162の減額となっております。4枠目に雑収入、17助成金18委託料とありますが、販路開拓で助成につきましては、販路開拓強化事業として、山村活性化支援交付金を含めたところの助成金になります。次に、委託料で営業販売の1,800万2,644とありますが、ふるさと納税返礼品業務委託料になります。そして、加工場で490万9,000は、農産加工センターの指定管理委託料となります。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、振興社の経営改善がなされて大変喜ばしいことと思っております。その中で御報告ありましたが、ふるさと納税事業委託、その委託料、そういった部分がですねかなり大きく貢献していると思いますが、これなかなか難しい問題だと思いますけども、今回、これはマスコミ報道ですが、ふるさと納税制度強力な推進者であったと言われている菅総理が退任されるということで、ふるさと納税制度そのものですね多少、後退するのではないかと、これあくまでもかですね。そういうような議論もあっていますが、このふるさと納税がですね今後ともこういった方向でいくこと自体は非常に喜ばしいと思うんですが、仮にこの部分が減っていった時にこの振興社のですね経営に大きくまた影響するかなと思いますので、非常に難しい問題と思いますが、他の部分での強化つちゅうのは当然必要で今やっていたるのも十分承知しておりますけども、その付近の今後の御見解がどう思っているかが一つと、もう1点このふるさと納税の返礼品の中であえて区分できるかどうかわかりませんが、町内とかあるいは管内、そういった部分にどれだけのウェイトがですねあるのか、もしおわかりであれば御報告いただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。これ一応質問があればと思ひまして準備した資料ですが、1枚目すいません2枚めくっていただきますか。まずこちらのほうから説明させていただきますが、1番右側が令和2年度で三つに分かれています。三つに分かれています中で、一応左側が普通の営業とかネット販売とかそういうふるさと納税の委託事業もここに入っておりますが、真ん中が、これが山村振興補助金を利用した販路拡大事業で、補助金の増額で同額の事業を行っているということですので、これを外したところでここに事業が出てきてます。で、売上げがあつて売上げ原価があつて、そしていろいろ経費が出てますが、人件費のところですね、平成30年度から見ていただければわかりますが、さほど売上げが上がった関わらずに経費が上がってきておりません。で、確かにふるさと納税の委託事業が増えたことも一つの理由ですが、その分仕入れ額も上がってます。基本的にはですね、やはり職員、職員じゃないすいません。従業員の皆さんが経営改善の努力した成果だと思ひます。また前のページに1ページに返っていただければ、下のほうの水色の網かけのところには事業経費があります。ここにですね平成29年から令和2年度までの事業経費、主に人件費管理費等が入っておりますが、売上げが約2倍、平成30年度から見ますと約2倍上がっていますが、経費、人件費とか経費面は10%ほどしか上がっておりません。実質的にですね従業員さんの数は11名から9名に減りましたが、それぞれのやはり改革によって、経費を抑えております。一方でですね人件費は上がっております。賞与等もですねほんとの餅代だった程度の賞与から今会計年度任用職員と同じクラスの賞与が出せるようになってます。これからもう少しこの人件費管理費等は上がるかもしれませんが、そういうことでですね非常

に経営努力をしていただいたことが純利益が上がってきた一つの理由だと思います。ふるさと納税については総理がかわってもこれは菅総理の前から行われている事業ですので、これが国の方針が変わるということはないと思います。で、町外町内の割合については後で課長のほうから報告させますが、今新しい返礼品のですね開発もふるさと振興社と商工観光課のほうで行っておりますので、また今後増えていくものと私は判断しております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 企画政策課長。

●企画政策課長（船津 宏君） はい、令和2年度のですねふるさと寄附金のですね状況からいたしますと、返礼品の中での町内管内の割合というか、どれぐらいかということがちょっと割合と件数等については詳細は手元にありませんけれども、売上高の順位で言いますと、馬刺し、畜産品ですけども馬刺しが1番でありまして次に焼き鳥のセット、3番が球磨のヨーグルト、それから4、5、6、7が栗、桃、梨、ブルーベリーといった地元産の果樹等が売れており、売上げの上位を占めておるといような状況であるという状況です。以上です。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。他にございませんか。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。財政課と企画政策課長にお伺いしますが、今回の振興社の中身を見ますと、確かに経営努力をされて、社員の意思、意識改革、そういったこともあつての結果がこれだけの337万9,000円の利益剰余金が出たというふうに私も評価をいたしておりますが、そこで企画政策課長にお尋ねします。この中身を見ますと、1,800万のふるさと納税の手数料であります。ふるさと納税をする人たちが、やっぱり節税をするというのが大きな目的で寄附をされるわけですね。そしてあさぎり町にこういったお金に事業に使ってほしいということで寄附をされるわけです。その思いというのが、この決算書を見てどのように成果といいますか。私は9%の手数料を納めて振興社に。300万がそのまんま税金で納められておるわけですね。納められたんですよ。ここに。結果とすれば。私は去年も私は指摘をしました。去年は100何十万でした。今回3倍以上の利益を、利益といいますか税金を納められた。もったいない税金を納められるな。ふるさと納税をされてる人たちの思いが本当に達成されてるんだろうかって思うんですね。私は政策課としては、その辺りをどのようにこの表を見てお感じになつてるのかということ。すと財政課長。平成2年度の決算の中でいろんな議論がなされて、コロナの問題で各種団体の補助金が活動で使われてないと返還をさせられております。財政課としてこれを見てですね助成金や委託金やあるいは山村振興のその1,000万も含めてですけども、国から来るお金は別として町が出してるお金に対して、これだけの利益を出して税金で納められてることにどのようにお考えかな。私は思いますので、お二方にお考えを聞きたい。

◎議長（徳永 正道君） 企画政策課長。

●企画政策課長（船津 宏君） はい、ふるさと寄附金につきましてはですね、企画政策課としましては、6つの項目の指定をされた寄附者の方々がなされた寄附に関してそれぞれの項目に当てはまる事業を選定をした上で、ふるさと基金のほうからふるさと寄附金を充当いたしまして適切な執行をしているところと考えております。今議員御指摘のですねふるさと振興社の納税の状況がですね300万近くに上っているということで、それなりの収益があった分について法人の中で適切な経理をされて納税されている分については、こちらのほうからちょっとコメントは難しいかなと思うところであります。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい、各種補助金につきましてはですね、先日も申し上げましたように、コロナの影響によって事業執行ができていないということから返還を求めていただいた団体もごございます。このふるさと振興社につきましては、その前の年度におきましても利益が出ていたということもありまして、令

和2年度につきましては、ここへの補助金等の支出はしておりませんが、先ほど御質問にありました税金を納める、利益を出して税金を納めているということに関しましての答弁はですね、先ほど企画政策課長が申しましたとおり、その企業の経営状況によって税法上の税金を納めていただいているということで認識をしてるところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） すいません、私は答弁を求められてませんが、ちょっと補足させてください。はい。今、皆さんのところに届いた資料が、令和2年令和3年度の設備機器の導入状況です。やはり、確かに言われるように、町からの委託金とかあるいは指定管理料をいただいて黒字を出して税金をするのはもったいないという考え方も一理あると思いますが、税金を払わないと内部留保金もできません。内部留保金で本当にあの古くなった車とかあるいはいろんな食品加工用の機械、あるいは冷蔵庫、そういうものを今購入させていただいてます。ほとんどが理由が老朽化によるものです。もしこれが利益が上がってないならば、やはり町に対して補助金のお願いもすることになると思います。こういうことで一応ですね、まだ返礼品の委託料を9%でやらせていただいている理由もその辺に一つあります。まだふるさと振興社がふるさと納税額が増えてきて、そして利益も上げてきてまだ今2年目ですが、これが恒常化していくように安定して利益が上がっていくようになると、やはり手数料とかあるいは指定管理の委託料とか、そういうものはやはり見直していかなければならないというふうには考えておりますが、そういうようなことで内部留保金をつくるということで、税金を納めることになったということになります。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい、そのことは去年の決算審査の時もそういうお話がありました。当然法人でありますから利益、利益を求めて追求していくことは大事なことでありますが、振興社の今までの流れ、いきさつを考えると、相当の投資を上村時代からしてあさぎり町もしてきたわけですね。ようやく返戻金等があって利益が純利益が出てきて税金を納めるようになったわけで、私は、留保金を確保するという意味からはそれは、そういう手法もあるかと思いますが、私はこの300万ということに対して私はもっと大きな方法がですよ、税金で納めるんでなくして、去年も申し上げたんですが、私は最終的な決算がこれだけ出るとわかれば、無駄な言ってらおかしいんですよ。税金を納めるのが無駄な言ってら怒られるかもわかりませんが、一旦町に1回お返しをして、そして産業活性化基金に積立てて、そして次年度、必要な投資がある部分についてはそちらからですね私は予算計上して出されたほうが税金まで納めてする必要があるのかという思いがあるわけですね。だから、方法論だと思うんですね。だから、300万もわざわざ納めるよりは、1回町にお返ししてその部分を投資に使えばですよ、今回の今2年度3年度の機械導入についても、すんなりできるんじゃないのかなと。やりくりできたらいいかなと思うんですね。財政課長は一般の皆さん方の団体の部分は余った分はお返しさせておられるわけですから、もう少し知恵を絞ればもっといい方法ができるんじゃないのかなと思うんですけどもね。その辺りはどのようにお考えですか。そういう方法がとれないんですか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。新しい社長も今年から入っておりますので、その辺のところは新社長とも協議をしてみたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 財政課長には、はい。財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい。補助金の部分ではですね、先ほどの理由で返還をさして、返還をしていただきましたが、先ほどふるさと振興社への補助金は、令和2年度については支給をして支出をしていないということを申し上げました。その補助金の返還についても発生しないこととなります。あと指定管理委託

料の部分ですね。そういった部分の議員からの御提案のような取扱いができるようなことをですね検討、検討する必要があるかなとも思いますけれども、町長が言いましたように、また会社内での協議を重ねながらその辺は検討していく必要があると考えております。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めますこれで、報告第13号を終わります。

日程第12 発議第2号

◎議長（徳永 正道君） 日程第12、発議第2号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書についてを議題とします。発議第2号は、会議規則第35条第2項の規定によって趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって、発議第2号は趣旨説明を省略することに決定しました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第13 公共施設マネジメント調査特別委員会の中間報告

◎議長（徳永 正道君） 日程第13、公共施設マネジメント調査特別委員会の中間報告についてを議題とします。委員長の報告を求めます。溝口委員長。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。それでは、公共施設マネジメント調査特別委員会の中間報告をいたします。報告いたします内容は、第14回までの会議内容であります。執行部の説明は集約いたしております。また、質疑応答も多くありますので、主な質疑事項だけを報告し、答弁は省略いたします。令和2年6月12日第1回会議、議事1は委員長選任、2副委員長選任、委員長に溝口峰男、副委員長に永井英治議員が全会一致で選任され、就任いたしました。特別委員会の設置の目的は、平成29年3月に制定された公共施設総合管理計画を具体化した個別施設計画を策定するにあたり、第2庁舎建設事業計画を始め、老朽化した公共施設の適切な管理運営を行うため、他の公共サービスに重大な影響を及ぼさないよう、その計画について調査をするものであります。令和2年9月17日、第2回会議出席者、町長、総務課、議事1総合管理計画の概要と個別施設計画等概要及び個別施設計画のスケジュールについて、2第2庁舎建設について、1総合管理計画の概要と個別施設計画と概要及び個別施設計画のスケジュールについて。公共施設総合管理計画は、公共施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的を行い、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するため、平成29年3月策定した。施設類型ごとの状況分析、基本方針が示されてあるので、平成30年度に個別施設計画、また施設のマネジメントを実施するため、各種分析ができるソフト、公共施設マネジメントシステムを導入した。そして、公共施設の劣化度調査を外部に委託し、9施設、16建築物を調査し、59施設、113建築物を職員で調査を行い、計画期間は平成27年度から令和36年度までの40年間の将来推計をもとに策定した。平成29年度から令和8年度までの10年間を第1期計画期間として位置づけている。個別施設計画は、公共施設総合管理計画の1期計画期間の終りに合わせ令和8年度までの期間とし、公共施設総合管理計画に掲げる方針を具体的に実行するため、個別施設の

方向性を示すことにある。10月末までに対象施設の方向性及び個別計画期間内の事業系内容の精査を行い、令和3年1月末までに個別施設計画の作成案を制定し、2月末までにパブリックコメントを実施する。3月末には個別施設計画の策定をホームページ等で公表していく予定。令和3年度において個別施設計画の内容を反映し、数値目標等を記載するため、上位計画の公共施設総合管理計画の改定作業を行う予定である。モデル事業として旧須恵庁舎解体に向け利用度が高い1階フロアの機能移転について、地域住民の意見を把握するため、意見交換会を実施した。質疑事項ですが、資料ページ4の位置づけで、特別委員会の調査事項及び行財政改革、計画等の整合性について、次に旧須恵庁舎解体及び機能移転について、3つ目、公共施設等利活用審議会に専門家を入れることについて質疑をいたしております。2第2庁舎建設について。平成30年度基本構想を策定し、その構想をもとに令和2年6月に基本計画基本設計業務を委託し、9月に地質調査業務を委託している。第2庁舎の配置計画案と平面計画図案をもとに説明し、配置計画は本庁舎南側の職員駐車場とし、1階、2階、それぞれ982平米、延べ床面積1,965平米となる。1階に福祉センターで執務している5課委員会、2階に議会事務局、委員会室、防災室、災害対策本部に機能移転ができる議場を置く。町長からは2階部分を本庁舎の2階部分と入れ替える案が示されております。質疑事項3点、配置計画について、1階部分の課の配置について、防災機能について、令和2年10月16日、第3回会議出席者、総務課課長補佐、橋本防災管理監。議事1、第2庁舎建設について、2その他、1は第2庁舎建設について防災センターとしての観点から見た第2庁舎のレイアウトに説明がありました。防災センターは、災害対策に必要な指揮所、人員、装備品の総称を言います。の目的は、関係機関、警察、消防、自衛隊、地方整備局、DMAT、气象台等との総合調整、情報の集約、整理、提供を実施し、状況不明かつ流動的な状況の中、町長の迅速、正確な意思の決定を補佐し、災害対象部隊の迅速効率的な運用に資するこのことから、防災センターとしての観点はからは2階部分を本庁舎の2階と入れ替えるのが最良である。質疑事項は2点、防災センターを設置している自治体はどれくらいあるのか。2階部分を入替えない場合の欠点は、2その他。委員長から今日の第2庁舎建設に至るまでいろいろな変遷をたどってきていると。議場と防災拠点施設を併設した防災センターを開設する方向になり、愛甲町長時代から議論をし、基本構想では建設場所が3案示されておりました。今日では福祉センターに配置されている5課委員会を入れた施設の建設が計画され、名称も第2庁舎となり、建設場所は本庁舎の東側職員駐車場の計画となった。6月に委託された基本計画、基本設計をするに当たり、2階部分のレイアウトが決まらなければ、成果品が納入できないとのことである。大事な重要な案件であるので、一人一人の意見を聞くことを提案し意見の集約を行っております。そこで出たのが、全員が建設をするため、することは、時期尚早であるとの意見でありました。二つ目は、個別施設計画が年度末に策定されることから、それを見極め他の施設の利活用も含めて慎重に議論をしていく。このことが委員会の皆さん方の結論でありましたので、町長へその旨報告をいたしました。令和2年11月27日、第4回会議出席者、町長、副町長、総務課。議事1旧須恵庁舎の機能移転について、2認可地縁団体への財産の無償譲渡について、1須恵庁舎の、旧須恵庁舎の機能移転について、旧須恵庁舎の方向性については、平成29年10月27日の公有財産利活用審議会から令和2年9月30日まで4回、審議会や旧須恵庁舎定期利用者団体の意見を聴取してきた。これまでの意見を踏まえ検討した結果、本館を解体し、1階フロアの機能移転先として旧須恵庁舎の別館を利用する。ただし、別館の間取り上、本館の1階フロアの機能を十分果たすことが難しいと思われることから、必要な改修を行う。別館に移転する事由は、1覚井の世帯数が120世帯余りで、面積の確保ができる。2別館が新耐震基準である。3利用者の利便性が高い。4他の公共施設との均等及び公共施設総合管理計画や財政面から総合的に判断して決めた。令和3年度に別館の改修設計工事等を行い、並行して本館の解体設計等も行い、最終的には令和3年度には現在の利用者の方について別館に移っていただく。本館の解体は令和4年度に合併特例債を使って行う方針である。質疑事項、須恵文化

ホールの活用はできないのか。事業費はどれくらい、どれくらい見込まれるのかということの質疑がっております。2認可地縁団体への財産の無償譲渡について、町有財産を有効に活用するため、公共的な団体に譲渡もしくは無償で譲渡するもので、平成30年度に条例施行規則の改正を行っております。今回は、認可地縁団体、行政区にも財産の無償譲渡ができるように条例施行規則を改正する。質疑事項、公民分館等の譲渡に係る費用について質疑をしております。令和2年12月25日第5回会議、出席者、町長、副町長、総務課。議事1公共施設個別施設計画について、今年度末に策定するために進めている個別施設計画案77ページにわたる資料と施設の方向性が27ページにわたり記載されている資料です。個別計画の体系、それぞれの施設の基本方針、また、第1期の期間が令和8年度までとしており、その期間に必要な更新費用等の説明がっております。現在ある施設を単純に更新または長寿命化した場合の40年間の更新費用は605億円必要となる。今回個別施設計画案として示した施設の方針、方向性を実行した際に必要な更新費用は40年間で238億2,000万円となっており、321億8,000万円が削減できる推計としている。個別施設計画で定めている第1期期間内では47億ほど必要であるが、105億ほど削減できると推計している。しかしながら、現在の仮の設定の行政ラインと個別施設計画を実施した場合でも、40年間で137億円不足、第1期だけを見ても約7億1,000万ほど事業費が多くかかってしまう結果となっているので、さらなるマネジメントを実施して将来の更新費用等の削減に努めていく。質疑事項、合併特例債の活用について、施設の維持管理費の計上について、行財政改革プランとの整合性について、パブリックコメントについて、多岐にわたる内容であるため議員の質問を文書で通告し、次回の会議で回答を得ることといたしました。令和3年1月20日第6回会議、出席者、町長、副町長、総務課、企画財政課、建設課。議題1、公共施設個別施設計画について、2公営住宅等長寿命化計画素案について、1公共施設個別施設計画について、前回の会議で質問事項を通告して本日は回答を得ることとなっている34項目について質問をしておりますので、順次回答書により説明を受け、必要に応じ質疑をしております。本日の報告では、質問回答の内容は省略しますが、公共施設マネジメント調査特別委員会フォルダに格納してありますので確認ください。また、第1期の個別施設計画の充当財源が説明され、合併特例債期限である令和5年度までに起債を積極的に活用し事業を進めていく。質疑事項、あさぎり町総合計画との整合性について、個別施設計画を実施する上での財政について、2公共もとい、公営企業もとい、公営住宅等長寿命化計画素案について、長寿命化計画の見直しに至った経緯が説明され、各団地の事業手法の選定方法とそれに基づく団地別の整備方針が案が示されました。今回の計画で、老朽化住宅の用途廃止、払下げを検討する住宅を考慮し、令和12年度に管理戸数が390戸、令和22年度においては、350戸目指しながら今後の住宅政策を進めていく。本日の意見をもとに最終的な計画書ができ上がるので、その後パブリックコメントを実施、2月に再度特別委員会の開催をお願いしたい。質疑事項、建てかえる場合のPFI導入について、下道団地の建て替えについて。令和3年2月8日、第7回会議、出席者、町長、副町長、総務課、建設課。議事1、町営住宅等長寿命化計画について、2第2庁舎建設計画について。1町営住宅等長寿命化計画について77ページに及ぶ計画書について説明があり、計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間、社会情勢の変化を踏まえ、変化等を踏まえ、5年ごとに見直す。町が管理している団地数は30団地、棟数が209棟、戸数が普通の公営住宅が359戸、特定公共賃貸住宅が34戸、単独住宅が11戸、計404戸ですね。これまでの取組や住棟入居の状況等を踏まえ、団地別住棟別のストック活用計画及び長期的な視点のもと、公営住宅のライフサイクルコストの縮減につながる長寿命化のための建て替え事業及び維持管理方針を明らかにした。質疑事項、用途廃止の住宅の払下げについて、用途の定期点検について、建て替住宅の住人への対応について、ライフサイクルコストについて。2第2庁舎建設計画について、第2回、第3会議で整備計画を説明しているが、第2庁舎建設計画はあさぎり町防災拠点施設整備基本構想をもとに進めている。基本的な考えとして、町民を守る施設

として安心安全が確保できる施設を目指している。1階に福祉センターで執務している5課委員会を移転配置し、2階に議会機能を移転し有事の際には議場を災害対策本部として使用できる広さを確保している。福祉センターは築41年の建物で、新耐震の建物でなくいずれ建てかえなければならない。機能的にも相談室や会議室が少なく、執務室としても狭い。大規模災害の備えも脆弱であることから移転することとした。第2庁舎建設事業のスケジュールは、令和2年度基本計画、基本設計業務、令和3年度実施設計業務委託を予定しており、令和4年度工事を着手し、令和5年度中に工事を竣工を計画している。町長から第2庁舎建設は、あさぎり町の経済活動を活発にして、町民の生活を豊かにし、持続可能なまちづくりを行うための次世代のための投資というふうに位置づけている。合併特例債事業は、令和6年3月末をもって終了する。合併特例債を活用することによって、66.5%の国の支援を受けることができる。令和6年4月以降は、有利な補助金や起債はないので、建設費全額を町の財源として負担しなければならない。議場移転も様々なメリットがあり期待をしている。災害に強いまち、若者が活躍するまち、豊かなまち、幸せ感じる健康なまち、そのようなまちづくりに将来的に貢献できると期待しているとの考えが示された。質疑事項、第2回会議で、町長から示された2階の配置計画について、中長期の財政計画について、委員長から令和2年度の基本計画、基本設計業務の成果品を今回提案された1回2回の配置計画をもとにした設計書を早急に設計業者から納入させる。このことを委員会に諮り全会一致で了承されました。基本計画及び基本設計の成果品が納入されることで、事業費が分かるので、個別施設計画の事業費に加え、中長期の財政計画を委員会に提出することを執行部に申しました。令和3年2月18日第8回会議、出席者、町長、副町長、総務課長、主幹。議事1、第2庁舎建設基本計画基本設計業務の繰越しについて。基本計画基本設計業務を令和2年6月3日に契約し、期間は令和3年3月末の期間である。先週の特別委員会の結果を受け、設計業者と打合せを行った結果、しっかりとした基本計画が固まってから基本設計に移ることになるので、今年度中には完了が見込めない状況となっている。よって第2庁舎建設基本計画、基本設計業務委託費1,850万円を翌年度に繰り越す。質疑事項、成果品の納入時期について、町長提案の2階部分の配置計画について、令和3年3月12日、第9回会議。出席者、町長、副町長、総務課、企画財政課、建設課、教育課、農林振興課、生活福祉課。議事1、町営住宅長寿命化計画について、2、公共施設個別施設計画について、1、町営住宅長寿命化計画について、町営住宅長寿命化計画の改定に当たり、令和2年7月22日に入札を行い、28日に業者と契約をし契約を締結し、本年3月5日までの工期で業務委託を業務計画をした。これまで第6回会議7回会議の特別委員会で計画内容を審議いただき、2月1日から3月1日までパブリックコメントを実施したが、意見等がなかったため当初の計画どおり進めることにし、本日あさぎり町営住宅長寿命化計画書を提出する。2、公共施設個別計画について、再度の個別施設計画案に対する質問、11項目について答弁書が提出され、修正素案についての回答が示された。その後、第1期個別施設計画の充当財源とその効果について説明があり、合併特例債を使用した場合とない場合の一般財源の持ち出しが事業別に詳細に記載、第2期、第3期、令和19年度から令和41年度までも推計値が出されております。質疑事項、人件費の算出方法について、2個別施設計画に係る財政への説明があり、公債費と地方債残高の推移、公債費の財源と実質公債費比率の推移、公債費、数値等の見通しについて令和18年度まで示されました。今後のスケジュールとして3月17日、パブリックコメントを実施、次回の特別委員会に最終案を示す。質疑事項は、財政調整基金の残高について、上下水道整備に関する財源について、過疎債の活用について、行財政改革プランについて、起債の償還期間について、交付税の将来見通しについて、令和3年3月26日、第10回会議。出席者、町長、副町長、総務課。議事1公共施設個別施設計画について、あさぎり町公共施設個別施設計画策定に当たり、これまでの素案に対し事前の意見質問等にも回答し慎重に審議いただいた。本日の成案をもって第1期個別施設計画の策定となり、今後は令和5年度に定期見直し、計画最終年令和8年度に次期計画を策定することとなる。ただ

し、社会情勢の変化や国の制度改正などにより大幅に事業計画の変更を余儀なくされる場合は、必要に応じて適宜見直しを行っていく。質疑事項、上位計画の総合管理計画との整合性について。令和3年5月6日、第11回会議。出席者、町長、副町長、総務課。議事1、第2庁舎建設事業について、第2回もとい、第7回会議の後、配置計画の一部変更をしている。8月末が基本計画・基本設計の成果品の期限であるので、意見を伺いたい。質疑事項として、1階2階の配置と部屋の面積について、上下水道課を1階に配置することについて、多くの意見が出たことで、配置計画及び面積等の見直しを行い、次回会議に提案。令和3年6月1日、第12回会議。出席者、町長、副町長、総務課。議事1、第2庁舎建設事業について、第11回会議の意見を踏まえ、配置計画などを一部変更した。質疑事項、防災拠点施設になることから、議場や部屋の利用について、防災官、防災の観点からの非常用設備について、建物の構造、耐震・免震・制震について、合併特例債の期限内令和5年度に工事完了が見込めない場合について。令和3年7月2日、第13回会議で、出席者、町長、副町長、総務課、財政課。議事1、公共施設改修における固定資産台帳の取扱いについて、第2庁舎建設事業について、1公共施設改修における固定資産台帳の取扱いについて、6月議会で可決された本庁舎外壁改修工事に伴う固定資産台帳の取扱いについて質問があり、工事費を資金的支出として取扱い、貸借対照表の中で資産の一部として計上することにする。2、第2庁舎建設事業計画について、構造、耐震・免震・制震についての質問があり確認した結果、事業費及び工期を考え、耐震で設計している。令和3年9月1日、第14回会議。出席者、町長、副町長、総務課、財政課。議題、第2庁舎建設事業について、第2庁舎建設に係る基本計画基本設計の成果品が納入されたことの概要を説明する。1階を鉄筋コンクリートづくり、2階を木造とする。これにより建物の荷重が軽量化され、地震時にしっかり対応できる庁舎となっている。現在あさぎり町に不足する行政機能として、議場と防災拠点の二つが考えられ、この二つの機能を満たす手法として、災害の段階ごとに議場機能を防災拠点として利用可能とするフレキシブルな計画となっている。次に、設備計画の適当性と環境配慮、災害発生に伴うインフラ停止から最大3日間の自立運営が可能となる計画として、既存庁舎との設備機能調整を図る。また、太陽光パネルの利用を促進し、自然エネルギーの活用により合理的な設備計画となっている。概算総事業費は12億6,000万円となるが、あさぎり町産材を利活用することによって事業費の縮減に努める。計画では、実施計画を行った後、16か月の工事期間をとり、令和6年2月末の引渡しとなっている。今後は住民説明会を実施して、住民の皆さんの意見を聞いて進めていく。質疑事項、設備計画の適当性と環境配慮について、事業費に対する町の一般財源からの持ち出しについて、諸事情による事業費の見直しについて、1階部分の課の配置について、まとめとして、これまで第14回の会議を重ねてきましたが、公共施設個別施設計画が策定され、第1期の事業計画及びそれに伴う財政計画も示された。個々の事業が実行され、将来に負担を残さないよう最善の努力を願いたい。また、第2庁舎建設計画も進行しているが、実施設計を行うに当たり、議会及び町民の理解と協力が得られるように努めていただきたい。適時公共施設個別施設計画も見直すことになるが、上位計画の公共施設等総合管理計画及び行財政改革プラン、財政計画との整合性を図り、町民に不安を与えることのないよう努めていただきたい。第1期の公共施設個別施設計画の中に、小学校1校の整備計画があるが、ほかの4校は第2期の施設整備計画に出てくる。町内五つの学校は耐震化が図られているものの、老朽化、劣化が進んでおり、今後多くの施設で長寿命化、改修等が必要となる。なお、建設時期が集中していることから、改修時期も一時的に集中することになる。将来の児童数の予測を踏まえて、適正規模等配置の適正化を総合的に検討しなければならないが、地域住民の意見や保護者の意見を最大限尊重した計画となるように願う。公共施設マネジメント調査特別委員会でも引き続き特別委員会設置の目的に沿って調査を行い、あさぎり町公共施設等総合管理計画の実行を監視していくこととする。以上で、公共施設マネジメント調査特別委員会、第1回会議から14回までの報告といたしますが、詳細については議事録をご覧ください。また町民の皆様にお

かれましては、議会事務局にて議事録を閲覧いただきますようお願い申し上げます。以上で報告を終わります。令和3年9月16日、公共施設マネジメント調査特別委員会委員長、溝口峰男。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑を終わります。以上で公共施設マネジメント調査特別委員会の中間報告を終わります。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。本会議で議決の結果生じた条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

◎議長（徳永 正道君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和3年度あさぎり町議会第3回会議を閉会します。

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

午後2時42分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年11月1日

議長 徳永 正道

署名議員 橋本 誠

署名議員 小出 高明